

## 精神障害者保健福祉手帳

### ◆精神障害者保健福祉手帳とは？

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいの方が、各種の相談や援助を受けやすくするために交付しています。実際の福祉サービスの中には、手帳を持っていることを要件としているものがあり、サービスの対象者であることの証明書という役割もあります。

精神障害者保健福祉手帳には、障がいの程度により1級から3級までの等級区分があります。等級は、医師の意見を参考にして決定します。

手帳の有効期間は2年間です。2年ごとに障がいの状態を確認し、更新します。

### ◆どんな人が対象？

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方です。

なお、精神疾患の状態の判断は、長期間の薬物治療下における状態で行うことが原則になっています。

初診日から6ヶ月経過して以降、申請が可能となります。

### ◆交付申請の手続きは？

#### 申請窓口

お住まいの市役所・町役場担当課(岐阜市は岐阜市保健所)です。

詳細は市役所・町村役場担当課(岐阜市は岐阜市保健所)へお問い合わせください。

#### 申請書類

##### 1 申請書

用紙は、お住まいの市役所・町村役場担当課(岐阜市は岐阜市保健所)にあります。

##### 2 診断書または年金証書の写し(及び同意書)

###### (1) 診断書を提出される場合

用紙は、お住まいの市役所・町村役場担当課(岐阜市は岐阜市保健所)にあります。

精神疾患にて通院または入院中の医療機関にて、記載してもらってください。

###### (2) 年金証書の写し(及び同意書)を提出される場合

精神疾患にて障害者年金を、現在受給されている場合に限りです。

お手持ちの、できるだけ最新の年金証書の写しを提出してください。

年金受給状況調査のための同意書の用紙は、お住まいの市役所・町村役場担当課にあります。

※ 障害等級は、年金1級であれば、手帳1級、年金2級であれば手帳2級、年金3級であれば手帳3級となります。

##### 3 写真

縦4cm×横3cm

申請日前1年以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景のもの

※手帳の申請時と同時に自立支援医療(精神通院)の申請をされる場合は、手帳申請用の診断書を提出することで、自立支援医療(精神通院)申請用の診断書を省略することができます。

### ◆どんなサービスが受けられる？

手帳の等級により受けられるサービスが異なります。詳細は、市町村担当課や各事業者等にお問い合わせください。

サービス内容	問い合わせ先
重度心身障がい者の医療費助成	各市町村福祉医療担当課
住民税の障害者控除・軽自動車税等の減免	各市町村税務担当課
所得税・相続税・贈与税の障害者控除	税務署
利子等の非課税	郵便局・銀行・信託銀行等
自動車税・自動車取得税等の減免	自動車税事務所・飛騨県税事務所自動車税出張所
NHK放送受信料の減免	NHK岐阜放送局 058-264-4612
NTT104番(電話番号案内)の無料措置	NTT 0120-104174(フリーダイヤル)
携帯電話料金等の割引	携帯電話各社
県立の公共施設の入場料等の減免	県立の各対象施設
県内の路線バス運賃の割引	(社)岐阜県バス協会 058-279-3700・各交通会社
駐車禁止規制除外の標章の交付	各警察署
国内線航空旅客運賃割引	各航空会社